

岐阜県公報

第四百三十六号
令和五年十月十三日

(金曜日)

目次

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

道路の区域変更

道路の供用開始

都市計画広場事業の認可

公示

落札者等に関する公示

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良区役員の就任

土地改良区役員の退任

(廃棄物対策課) 四五九

(道路維持課) 四五九

(同) 四六〇

(都市政策課) 四六〇

(情報システム課) 四六〇

(農地整備課) 四六一

(西濃農林事務所) 四六一

(可茂農林事務所) 四六一

告示

岐阜県告示第四百十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年十月十三日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一九〇	美濃加茂市牧野字助七一八八〇番一、一八八〇番二、一八八一番一、一八八一番二、一八八二番一、一八八二番二、一八八三番一、一八八三番二、一八八四番一、一八八四番二、一八八五番一、一八八五番二、一八八七番一、一八八八番及び一八八九番の全部並びに一八九〇番の一部並びに一八八〇番一先で構成される土地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十三号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第四百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十月十三日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和五年十月十三日

及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 員 ル(メー ト	延 長 ル(メー ト	備 考
県道	中之元 古川線	揖斐郡大野町大字野字不動塚東七八九番二地先から 同郡同町大字同字北氏神一〇九七番一地先まで	前	六〇 四・六	四七〇〇	
		後		三〇 一七・一	四六・九	

岐阜県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延 長 ル(メー ト	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の 日 は 示 す か)
------	-----	-----	---------------------	---------------------	--

県道
中之元
古川線

揖斐郡大野町大字野字不動塚東七八九番二地先から
同郡同町大字同字北氏神一〇九六番三地先まで

四六・九

令和
五・一〇・一三

令和
五・一〇・一三

岐阜県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画広場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画広場事業 広場一号 柳ヶ瀬広場
- 三 事業施行期間
令和五年十月十三日から
令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 岐阜県岐阜市日ノ出町二丁目地内
使用の部分 なし

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器更新及び維持管理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 5 年 8 月 18 日

4 落札者を決定した日 令和 5 年 9 月 27 日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目 6

NEC ネットワーク株式会社岐阜営業所

所長 六本木 正市

6 落札金額 217,779,540 円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進同情報システム課情報システム係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
七 宗 地 区	七 宗 町 役 場	令和五・一〇・一三から 同五・一一・一三まで

土地改良区役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
平尾土地改良区	令和五・一〇・一〇	理事	森川 祥史	不破郡垂井町平尾 一五二番地の一
			中村 剛	九八番地
			市川 多門	三三番地
			渡邊 浩信	六三番地
			森川 直守	一〇六番地
			安田 哲二	七二番地
			市川 一夫	一一一番地
			山口 和春	一一三番地の一
		監事	田中 数博	一九七番地
			森川 知明	一六三番地
			吉田 俊英	七三九番地

土地改良区役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 地 改 良 区 名	年 退 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
木曾川右岸用水土地区改良区	令和 五・九・三	理事	尾 関 健 治	一〇九七番地 関市東田原

令和五年十月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社